

佐賀県告示第75号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年9月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

有明海沿岸

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
住ノ江漁港海岸	福富下分地区海岸	林太郎搦地先海岸	基点1、2、3、4、5、6及び1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 点の位置 基点 1 白石町大字福富下分字七搦2002番3の地点(北緯33度11分41秒、東経130度12分51秒) 基点 2 基点1から255度15分方向へ85.7mの点 基点 3 基点2から334度47分方向へ52.9mの点 基点 4 基点3から334度47分方向へ19.7mの点 基点 5 基点4から73度24分方向へ98.9mの点 基点 6 基点5から165度15分方向へ22.5mの点